

随意契約に付する理由書

工事名：大阪府警察本部本庁舎車両管制設備改修工事

本工事は、本部本庁舎に設置している車両管制設備について、更なる安全面の向上を図るため改修するものです。

現在、車両管制設備は信号灯及びチェーンゲートを採用し運用しており、チェーンゲートはカードにて解錠の上、車両を通過させています。本来、車両1台に対しチェーンゲートの上下を1度だけ行うのですが、チェーンゲートが上がりきる前に、車両が連なり通過する事象が発生しております。当該事象を解消し、最寄り詰所内に勤務している警察官へ知らせるため、カード解錠信号1回の受信に対し、ループコイルの検知が2回以上受信した場合、共連れとみなし、回転灯及びメッセージにより警告、詰所内の回転灯及びブザーを連動させるよう、既設車両管制設備を改修します。

また、夜間、閉庁日に南側駐車場出口を閉鎖することに伴い、車両の事故防止、安全確保を図るため、出口側のループコイルが車両を検知した際に入場車両及び警察官へ車両が通行することを知らせるため、合流地点付近に回転灯を新設し、既設ループコイルと連動させるよう改修します。

本部本庁舎内の事故防止、安全対策を講じるため、速やかに改修工事を行う必要がありますが、本工事を実施するにあたり当該設備を改修するため、システム全体を熟知していることが必要不可欠です。併せて、既設設備と連動させるため、当該設備を設置し保守管理している事業者でなければ、適切な工事はできません。

このため、適切に工事を施工できる者は、当該設備のシステム全容、機器の構造・仕様、性能等を熟知した製造設置及び保守点検の事業者である日信防災株式会社大阪支店のほかなく、同社より見積書を徴取したところ見積価格も適正と認められますので、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するとともに、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により比較見積を省略するものです。